

# 消防署への届出について

廃棄物を野外で焼却する『野焼き』は、法律で原則禁止されています。

禁止されている行為以外でも、「火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為」は、消防署へ届け出て下さい。

## 届出が必要なもの(一例)

「河川敷の草焼き」、「地域行事等における門松やしめ縄の焼却」、「お焚き上げ」、「農地管理のための刈草の焼却」、「キャンプファイバー」、「たき火(調理や暖をとる目的)」など



## 届出について

水戸市火災予防条例（第45条）

消防への届出は屋外焼却の  
許可ではありません

届出書類：「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書」

届出方法：次のいずれかの方法により届け出て下さい。

- ①水戸市HPからダウンロードして消防署へ提出
- ②最寄りの消防署へ、お電話にて連絡
- ③電子申請

※火災予防のために守ってください！

- 風が強いとき、乾燥しているときは燃やさない
- 速やかに消火できる水バケツ、水道ホースなどの消火用具を用意する
- 「火災警報」等が発令されているときは実施しない（水戸市HPやSNS等で確認）



●火入れを行う場合は、農政課へご連絡ください

## 近隣の方の迷惑にならないようご注意ください

届出をしても「大きな火が出ている」「煙の臭いがする」などの通報があった場合は、消防車で現地を確認し、消火をお願いすることがあります。



【お問い合わせ】

水戸市消防局 火災予防課

TEL : 029-221-0119

